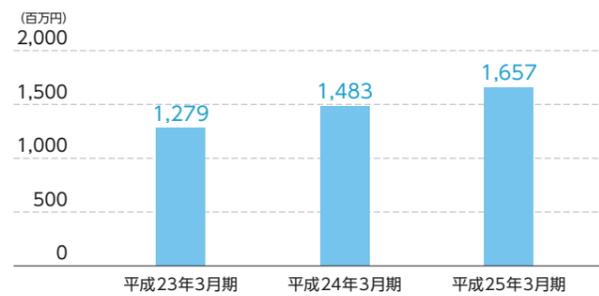


業績ハイライト

- 平成24年度の決算は、市場金利の低下に伴い、資金運用収益が減少した一方で、貸出債権売却益などのその他業務収益のほか受入手数料等が増加した結果、3年ぶりの増収増益決算となりました。
- 預金については、個人預金のほか、法人預金や公金預金も順調に増加した結果、平成25年3月末の残高は8,661億円となりました。
- 貸出金は、中小企業向け貸出のほか、住宅ローンを中心とした個人向け貸出も順調に増加した結果、平成25年3月末の残高は6,432億円となりました。

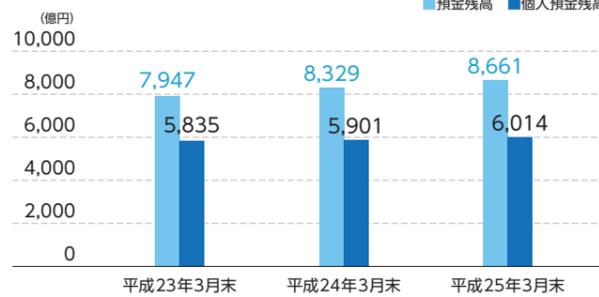
コア業務純益 (単体)



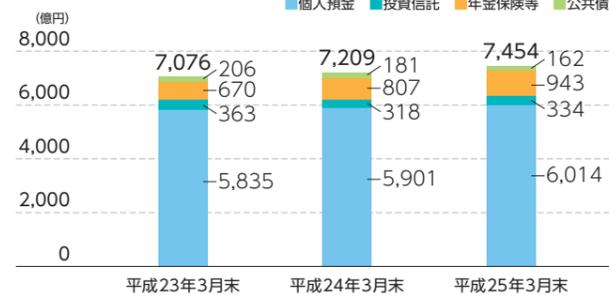
経常利益/当期純利益 (単体)



預金残高 (単体)



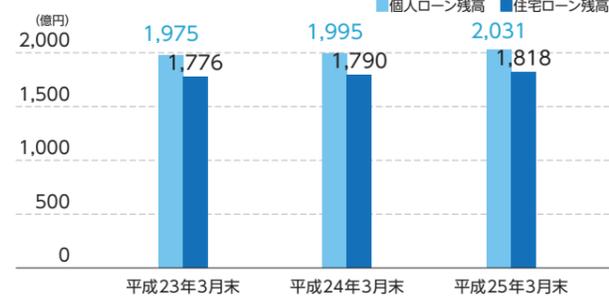
個人預かり資産残高 (単体)



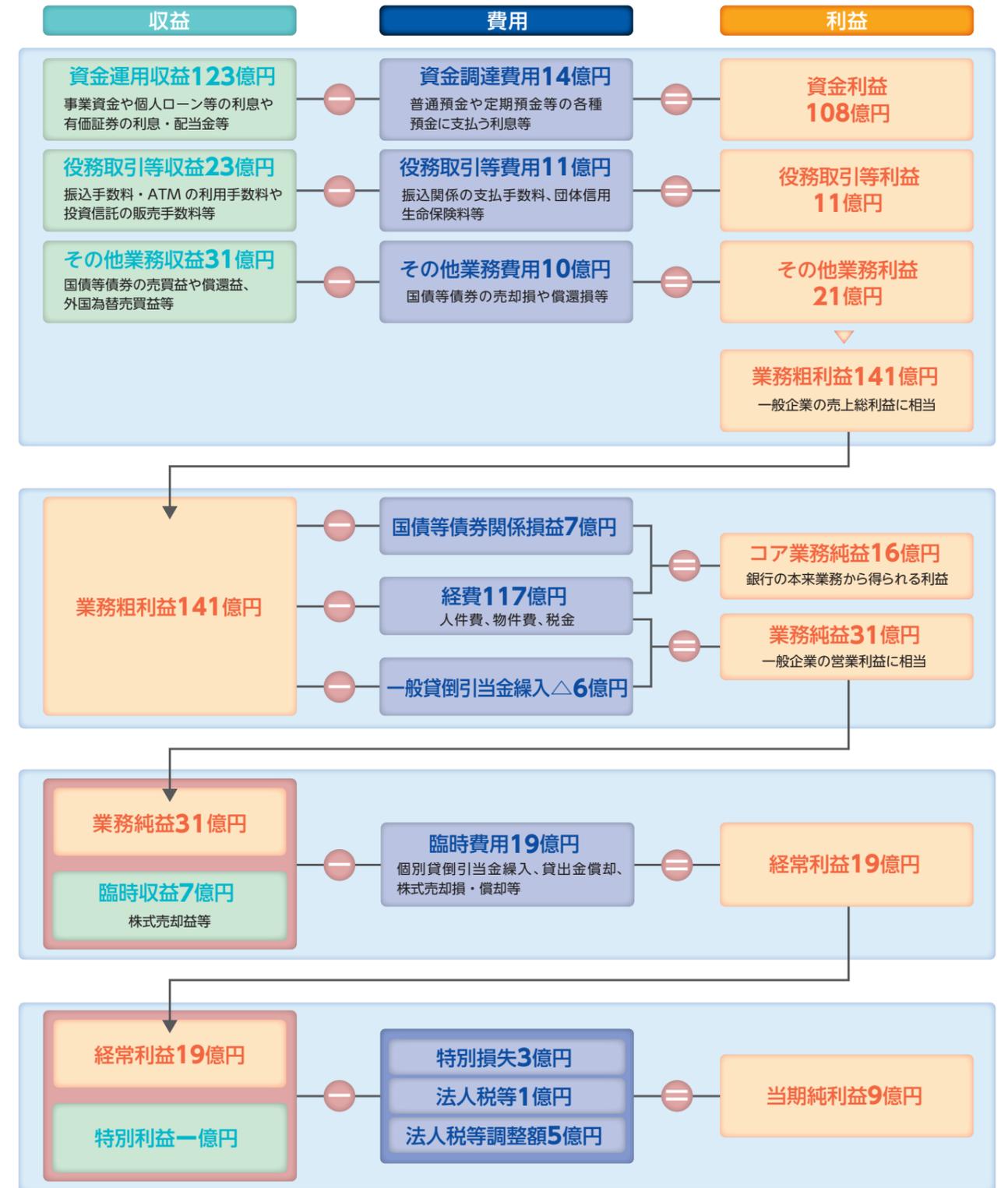
貸出金残高 (単体)



個人ローン残高 (単体)



損益体系図



(平成25年3月期)

安全性・健全性

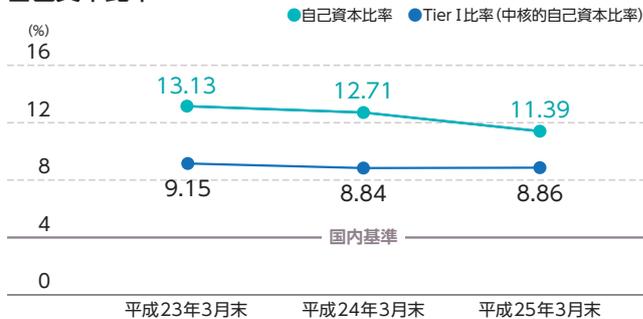
自己資本比率(単体)

国内基準の4%を大きく上回っています。

平成25年3月末の自己資本比率は、劣後債の償還のほか、貸出金や有価証券残高の増加に伴って自己資本比率の分母となるリスクアセットが増加した結果、前期末比1.32ポイント低下の11.39%となりましたが、国内基準で必要とされる4%はもとより、国際統一基準である8%も大きく上回っています。

また、自己資本のうち、資本金、資本準備金、利益準備金などで構成されるTier Iをリスクアセット等で除したTier I比率(中核的自己資本比率)は、利益計上による内部留保の積み上げなどによって、前期末比0.02ポイント上昇の8.86%となりました。

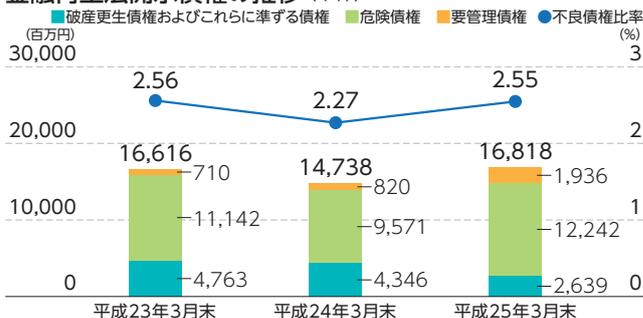
自己資本比率(単体)



不良債権の状況(単体)

平成25年3月末の金融再生法に基づく不良債権の総額は168億円であり、不良債権の総与信に占める割合は前期末比0.28ポイント上昇の2.55%となりました。なお、不良債権に対する保全比率は83.10%となり、引き続き十分な引当・保全状況を維持しております。

金融再生法開示債権の推移(単体)



金融再生法開示債権および保全状況

(単位: 百万円)

	債権額(a)	担保・保証等(b)	引当額(c)	保全率(b+c)÷a
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	2,639	1,830	809	100.00%
危険債権	12,242	8,100	2,059	82.99%
要管理債権	1,936	1,044	131	60.76%
小計	16,818	10,975	3,001	83.10%
正常債権	641,020			
合計	657,838			

(平成25年3月31日現在)

用語解説

自己資本比率

自己資本比率とは、リスクアセット等(貸出金などの資産)に対する自己資本(資本金など)の割合を示したもので、銀行経営の安全性・健全性を示す重要な指標の一つとされています。

海外に営業拠点を有する銀行は「国際統一基準」により自己資本比率を8%以上保つことが、海外に営業拠点を持たない銀行は「国内基準」により4%以上を保つことが義務づけられています。当行は「国内基準」を適用しています。

金融再生法に基づく開示債権の用語説明

破産更生債権およびこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申し立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権。
危険債権	債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権。
要管理債権	3か月以上延滞債権および貸出条件緩和債権。
正常債権	債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権およびこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権以外のものに区分される債権。

自己査定における債務者区分の用語説明

破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先。
実質破綻先	法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、実質的には経営破綻に陥っている先。
破綻懸念先	経営破綻の状況ではないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる先。
要管理先	要注意先のうち、債権の全部または一部が3か月以上延滞債権もしくは貸出条件緩和債権に該当する先。
要注意先	業況が不安定、財務内容に問題があるなど、今後の管理に注意を要する先。
正常先	業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がない先。

リスク管理債権の用語説明

破綻先債権	元金または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元金または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更生法、民事再生法、破産法、商法などの法律上の申立てがあった債務者、または手形交換所の取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金。
延滞債権	未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金。
3か月以上延滞債権	元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないもの。
貸出条件緩和債権	債務者の経営再建又は支援を図ることを目的とし、金利の減免、利息の支払猶予、元金の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないもの。